

《資料 2》

規制基準

1 大気関係規制基準

(1) 大気汚染防止法に基づく排出基準

①硫黄酸化物の排出基準（施行規則第3条、別表第1及び施行令別表第3）

K値	=	7.0	（旧浜松地域自治区）
		17.5	（上記を除く地域）

硫黄酸化物の許容限度は、次の式により算出した硫黄酸化物の量である。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q	:	硫黄酸化物の量（単位：0℃、圧力1気圧の状態に換算した m ³ /時）
K	:	上表の値
He	:	次の算式により補正された排出口高さ（単位：m）

・排出口の高さの補正計算式

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = [0.795 \cdot (Q \cdot V)^{1/2}] / [1 + (2.58/V)]$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot [2.3 \log J + (1/J) - 1]$$

$$J = [1 / (Q \cdot V)^{1/2}] \cdot [1460 - (296 \cdot V) / (T - 288)] + 1$$

He	:	補正された排出口の高さ（単位：m）
Ho	:	排出口の実高さ（単位：m）
Q	:	温度15℃における排出ガスの流量（単位：m ³ /秒）
V	:	排出ガスの排出速度（単位：m/秒）
T	:	排出ガスの温度（単位：絶対温度）

※小型ボイラー（伝熱面積は10 m²未満だが、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50 L/時以上のボイラー）で、昭和60年9月9日までに設置したものは、当分の間適用しない。

※ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の非常用施設は、当分の間適用しない。

②ばいじんの排出基準（施行規則第4条 別表第2）

令別表 第1 の項	施設名	規模 万 Nm ³ /h	本則		附則	
			一般 (g/Nm ³)	O n (%)	一般	O nの扱い
1	ガス専焼ボイラー	20以上	0.05	5	当分の間適用しない。	
		4～20				
		4未満	0.10			
		小型ボイラー				
	液体燃料専焼及び ガス液体混焼ボイラー	20以上	0.05	4	既設は当分の間0.07とする。 既設は当分の間0.18とする。 ・灯油、軽油、A重油を使用するものについては当分の間 適用しない。 ・昭和60年9月9日までに設置されたものは当分の間適 用しない。 ・平成2年9月9日までに設置されたものは0.50とする。	
		4～20	0.15			
		1～4	0.25			
		1未満	0.30			
	黒液燃焼ボイラー	20以上	0.15	O s	既設は当分の間0.20とする。 既設は当分の間0.35とする。 ・昭和60年9月9日までに設置されたものは当分の間適 用しない。 ・平成2年9月9日までに設置されたものは0.50とする。	
		4～20	0.25			
		4未満	0.30			
		小型ボイラー				
石炭燃焼ボイラー	20以上	0.10	6	既設は当分の間0.15とする。 既設は当分の間0.25とする。 既設は当分の間0.35とする。 ・昭和60年9月9日までに設置されたものは当分の間適 用しない。 ・平成2年9月9日までに設置されたものは0.50とする。		
	4～20	0.20				
	4未満	0.30				
	小型ボイラー					

令別表 第1 の項	施設名	規模 万 Nm ³ /h	本則		附則	
			一般 (g/Nm ³)	On (%)	一般	Onの扱い
1	ボイラーのうち触媒再生塔に附属するもの	— ----- 小型ボイラー	0.20	4	既設は当分の間 0.30 とする。 ----- ・ガス、灯油、軽油、A重油を使用するものについては当分の間適用しない。 ・昭和 60 年 9 月 9 日までに設置されたものは当分の間適用しない。 ・平成 2 年 9 月 9 日までに設置されたものは 0.50 とする。	
	石炭燃焼ボイラー(発熱量 23023.275 kJ/kg(5500 kcal/kg)以下の石炭を燃焼させるもの)	—	—	6	・既設は当分の間 0.45 とする。 ・それ以降に設置されたものは石炭燃焼ボイラーを参照。	
	その他のボイラー	20 以上 ----- 4~20 ----- 4 未満 ----- 小型ボイラー	0.30	6	既設は当分の間 0.40 とする。 ----- ・昭和 60 年 9 月 9 日までに設置されたものは当分の間適用しない。 ・平成 2 年 9 月 9 日までに設置されたものは 0.50 とする。	当分の間適用を猶予する。
2	ガス発生炉	—	0.05	7		
	加熱炉	—	0.10	7		
3	焙焼炉	4 以上 ----- 4 未満	0.10 ----- 0.15	Os		
	フェロマンガンの製造の用に供する焼結炉	—	0.20	Os		
	その他の焼結炉	—	0.15	Os		
	煨焼炉	4 以上 ----- 4 未満	0.20 ----- 0.25	Os	既設は当分の間 0.25 とする。 ----- 既設は当分の間 0.30 とする。	
4	高炉	—	0.05	Os		
	その他の溶鉱炉(上記以外)	—	0.15	Os		
	転炉	—	0.10	Os	燃焼型で既設のものは当分の間 0.13 とする。	
	平炉	4 以上 ----- 4 未満	0.10 ----- 0.20	Os		

令別表 第1 の項	施設名	規模 万 Nm ³ /h	本則		附則	
			一般 (g/Nm ³)	On (%)	一般	Onの扱い
5	金属溶解炉	4 以上	0.10	Os	アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉は当分の間 0.30 とする。	
		4 未満	0.20			
6	金属加熱炉	4 以上	0.10	11	既設は当分の間 0.15 とする。 既設は当分の間 0.25 とする。	当分の間適用を猶予する。
		4 未満	0.20			
7	石油加熱炉	4 以上	0.10	6	潤滑油の製造の用に供する 1 万 Nm ³ /h 未満の既設のものは当分の間 0.18 とする。	
		4 未満	0.15			
8	触媒再生塔	—	0.20	6	既設は当分の間 0.30 とする。	
8 の 2	硫黄回収燃焼炉	—	0.10	8		
9	石炭焼成炉のうち土中釜	—	0.40	15		
	その他の石炭焼成炉	—	0.30	15		
	セメントの製造用焼成炉	—	0.10	10		
	耐火れんが等の製造用焼成炉	4 以上	0.10	18		
		4 未満	0.20			
	その他の焼成炉	4 以上	0.15	15		当分の間適用を猶予する。
		4 未満	0.25			
	板ガラス又はガラス繊維製品製造用熔融炉	4 以上	0.10	15		
4 未満		0.15				
光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造用熔融炉	4 以上	0.10	16	既設は当分の間 0.30 とする。		
	4 未満	0.15				
その他の熔融炉	4 以上	0.10	15			
	4 未満	0.20				
10	反応炉及び直火炉	4 以上	0.15	6	活性炭の製造の用に供する 1 万 Nm ³ /h 未満の既設の反応炉は当分の間 0.30 とする。	当分の間適用を猶予する。
		4 未満	0.20			
11	骨材乾燥炉	—	0.50	16	2 万 Nm ³ /h 未満の既設のものは当分の間 0.60 とする。	ただし直接熱風乾燥炉は Os とする。
	その他の乾燥炉	4 以上	0.15	16	既設は当分の間、1~4 万 Nm ³ /h は 0.30、 1 万 Nm ³ /h 未満は 0.35 とする。	ただし直接熱風乾燥炉は Os とする。
4 未満		0.20				

令別表 第1 の項	施設名	規模 万 Nm ³ /h	本則		附則	
			一般 (g/Nm ³)	On (%)	一般	Onの扱い
12	電気炉のうち合金鉄(珪素含有率が40%以上のものに限る。)の製造の用に供するもの	—	0.20	Os		
	電気炉のうち合金鉄(珪素含有率が40%未満のものに限る。)及びカーバイドの製造の用に供するもの	—	0.15	Os		
	その他の電気炉	—	0.10	Os		
13	廃棄物焼却炉	※焼却能力			平成10年6月30日までに設置されたものは以下とする。	
		4t/h以上	0.04	12	0.08	
		2~4t/h	0.08		0.15	
	2t/h未満	0.15		0.25		
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉	4以上	0.10	Os		
		4未満	0.15			
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焼結炉、溶鋳炉、転炉	—	0.15	Os		
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶解炉	4以上	0.10	Os		
	4未満	0.20		1万Nm ³ /h未満の既設のものは当分の間0.30とする。		
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用乾燥炉	4以上	0.15	16	気流搬送形の既設のものは当分の間0.18とする。	ただし直接熱風乾燥炉はOsとする。
		4未満	0.20		既設は当分の間0.30とする。	
18	活性炭製造用反応炉	—	0.30	6		
20	アルミニウム精錬用電解炉	—	0.05	Os		
21	燐等製造用焼成炉	—	0.15	15		
	燐等製造用溶解炉	—	0.20	Os		
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉	—	0.10	16		ただし直接熱風乾燥炉はOsとする。
	トリポリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉	—	0.15	15		
24	鉛の二次精錬用溶解炉	4以上	0.10	Os		
		4未満	0.20			

令別表 第1 の項	施設名	規模 万 Nm ³ /h	本則		附則	
			一般 (g/Nm ³)	O _n (%)	一般	O _n の扱い
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	4以上	0.10	O _s		
		4未満	0.15			
26	鉛系顔料製造用溶解炉	4以上	0.10	O _s		
		4未満	0.15			
	鉛系顔料製造用反射炉	—	0.10	O _s		
	鉛系顔料製造用反応炉	—	0.05	6		ただし鉛酸化物の製造の用に供するものはO _s とする。
28	コークス炉	—	0.15	7		
29	ガスタービン (気体専焼) (液体専焼)		0.05	16	・昭和63年1月31日までに設置の工事が着手されたものについては、当分の間適用しない。 ・非常用は当分の間適用しない。	
30	ディーゼル機関		0.10	13	〃	
31	ガス機関		0.05	0	非常用は当分の間適用しない。	
32	ガソリン機関		0.05	0	〃	

(注)・既設とは、昭和57年5月31日までに設置された施設をいう。

- ・O_sとはO_n=O_sの意味で標準酸素濃度補正は行わない。
- ・熱源として電気を使用するものはO_n=O_sとする。

・ばいじん量の算出方法

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : ばいじん量(g/Nm³)

O_n : 上記の表の標準酸素濃度O_n(%)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度(20%を超える場合にあつては、20%とする。)

C_s : JIS Z 8808に定める方法によるばいじんの量(g/Nm³)

- ・ばいじん量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- ・ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

③窒素酸化物の排出基準（施行規則第5条第2項 別表第3の2）

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の 種類 ※1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)								
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9 に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17 に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9 に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー ※2	52.6.18 ～ 54.8.9 に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31 に 設置された 施設	62.4.1 以降 に設置され た施設
1	①	ガス専焼ボイラー (小型ボイラーを 除く ※3)	50 以上 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5 未満	5	┌ └ 130 ┌ └ ┌ └ 150 ┌	┌ 100 ┌ └ 130 ┌ └ 150 ┌	60 └ 100 ┌ 130 └ 150 ┌						
	②	低品位炭燃焼ボイラー (天井バーナー) ※4	70 以上 50～70 20～50 4～20 1～4 0.5～1 0.5 未満	6	400 └ 420 ┌ └ 450 ┌ └ └ 480	└ 300 ┌ └ 350 ┌ └ 380 ┌ └ 480	└ 300 ┌ └ └ 350 ┌ └ 480	└ 300 ┌ └ └ 350 ┌ └ 380			└ 300 ┌ └ └ 350 ┌ └		200 └ 250 ┌ └ 350 ┌ └
	③	低品位炭専焼ボイラー (天井バーナー 30 万 Nm ³ /h 以上) ※4	70 以上 50～70 30～50	6	└ 480 ┌ └	└ 300 ┌ └ 350	└ 300 ┌ └						200 └ 250 ┌
	④	低品位炭専焼ボイラー (火炉分割壁型、 火炉熱発生率 586047kJ(14 万 cal/ m ³ ・h)以上、50 万 Nm ³ /h 以上) ※4	70 以上 50～70	6	└ 550 ┌	└ 300 ┌							200 250
	⑤	低品位炭専焼ボイラー (30 万 Nm ³ /h 以上、③、 ④以外) ※4	70 以上 50～70 30～50	6	└ 480 ┌ └	└ 300 ┌ └ 350	└ 300 ┌ └						200 └ 250 ┌
	⑥	低品位炭燃焼ボイラー (火炉分割壁型、火炉熱発 生率 586047kJ(14 万 kcal/m ³ ・h)以上、④、⑤ 以外) ※4	70 以上 50～70 20～50 4～20 1～4 0.5～1 0.5 未満	6	400 └ 420 ┌ └ 450 ┌ └ └ 480	└ 300 ┌ └ 350 ┌ └ 380 ┌ └ 480	└ 300 ┌ └ └ 350 ┌ └ 480	└ 300 ┌ └ └ 350 ┌ └ 380			└ 300 ┌ └ └ 350 ┌ └		200 └ 250 ┌ └ 350 ┌ └

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の 種類 ※1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)								
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー ※2	52.6.18 ～ 54.8.9に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31に 設置された 施設	62.4.1 以降 に設置され た施設
1	⑦	石炭専焼ボイラー (前面燃焼方式、自然循環型、火炉熱 発生率 586047kJ(14 万 kcal/m ³ ・h) 以上、20 万～25 万 Nm ³ /h のもの)	—	6	450	350	300					250	
	⑧	石炭燃焼ボイラー (接線型チルチングバーナー、 100 万 Nm ³ /h 以上)	—	6	430	300					200		
	⑨	石炭燃焼ボイラー (流動層燃焼方式、 4 万 Nm ³ /h 未満)	1～4 0.5～1 0.5 未満	6	⊥ 450 J	⊥ 380 J	⊥ 350 J	⊥ 350 J	380 390 380	⊥ 360 J	350		
	⑩	石炭燃焼ボイラー (散布式ストーカー型、 4 万～10 万 Nm ³ /h 未満)	—	6	450	350	300			320			
	⑪	固体燃焼ボイラー (流動層燃焼方式、 4 万 Nm ³ /h 未満)	0.5～4 0.5 未満	6	450 480	380 480	350 480	350 380	⊥ 360 J	⊥ 350 J			
	⑫	固体燃焼ボイラー (火炉熱発生率 837210 kJ(20 万 kcal/m ³ ・h)以上、再熱再生抽気復水 式自然循環型、59.12.31 までに固体 燃焼ボイラーに転換するもの、50 万 ～70 万 Nm ³ /h のもの)	—	6	420		300			250			
	⑬	固体燃焼ボイラー (②～⑫以外)	70 以上 50～70 20～50 4～20 0.5～4 0.5 未満	6	400 ⊥ 420 J ⊥ 450 J 480	⊥ 300 J ⊥ 350 J 380 480	⊥ 300 J ⊥ 350 J 350 480	⊥ 300 J ⊥ 350 J 350 380	⊥ 300 J ⊥ 350 J	200 ⊥ 250 J ⊥ 350 J			

令別 表第 1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 ※1	規模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)								
					48.8.9まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー ※2	52.6.18 ～ 54.8.9に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31に 設置された 施設	62.4.1以降 に設置され た施設
1	⑭	排脱付液体燃焼ボイラ ー (原油タール、 100万Nm ³ /h未満) ※5	50以上 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	4	⊥210 J ⊥280 J J	⊥180 J ⊥280 J J	⊥150 J J ⊥280 J J	⊥280 J J	130 ⊥150 J ⊥180 J				
	⑮	液体燃焼ボイラ ー (原油タール、⑭以外) ※5	50以上 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	4	180 190 ⊥250 J J	⊥180 J ⊥250 J J	⊥150 J J ⊥250 J J	⊥250 J J	130 ⊥150 J ⊥180 J				
	⑯	排脱付液体燃焼ボイラ ー (原油タール以外、 100万Nm ³ /h未満) ※5	50～100 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	4	⊥210 J 250 ⊥280 J J	⊥180 J 250 ⊥280 J J	⊥150 J J ⊥280 J J	⊥280 J J	130 ⊥150 J ⊥180 J				
	⑰	液体燃焼ボイラ ー (⑭～⑯以外) ※5	50以上 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	4	180 ⊥190 J 230 ⊥250 J J	⊥180 J 230 ⊥250 J J	⊥150 J J ⊥250 J J	⊥250 J J	130 ⊥150 J ⊥180 J				
	⑱	固体燃料燃焼小型ボイ ラ ー (伝熱面積10m ² 未満)	—	6									350 (60.9.10以降 に設置)
	⑲	液体燃料燃焼小型ボイ ラ ー (伝熱面積10m ² 未満、 灯油、軽油、A重油以外) ※3	—	4								300 (60.9.10 ～2.9.9 に設置)	260 (2.9.10 以降に 設置)

令別 表第 1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 ※1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm³/h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)							
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー ※2	52.6.18 ～ 54.8.9に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31に 設置された 施設
2	①	ガス発生炉、加熱炉	—	7	170				150			
	②	水素ガス製造用ガス発生炉 (天井バーナー燃焼方式)	—	7	360				150			
3	①	ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1以上 1未満	15	⌈ 540 J		220 540		⌈ 220 J			
	②	焼結炉(①以外のペレット 焼成炉)	1以上 1未満	15	⌈ 300 J		220 300		⌈ 220 J			
	③	焼結炉(①、②以外)	10以上 1～10 1未満	15	260 270 300		⌈ 220 J 300		⌈ 220 J			
	④	アルミナ製造用煨焼炉	1以上 1未満	10	⌈ 350 J		200 350		⌈ 200 J			
	⑤	煨焼炉(④以外)	—	10	200							
	⑥	焙焼炉	—	14	250				220			
4		溶鋳炉	—	15	120				100			
5		金属溶解炉 ※6	—	12	200				180			
6	①	ラジアントチューブ型 金属加熱炉	10以上 1～10 0.5～1 0.5未満	11	⌈ 200 J		100 150 ⌈ 200 J		100 ⌈ 150 J 180			
	②	鍛接鋼管用金属加熱炉	10以上 1～10 0.5～1 0.5未満	11			100 — — —		100 180 150 180			
	③	金属加熱炉 (①、②以外)	10以上 1～10 0.5～1 0.5未満	11	160 ⌈ 170 J 200		100 150 170 200		100 130 150 180			

令別 表第 1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 ※1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)							
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー ※2	52.6.18 ～ 54.8.9に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31に 設置された 施設
7	①	排脱付石油加熱炉	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170 180 190 200	┌170 └	100 150 190 200	100 130 150 180				
	②	エチレン分解炉	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170 ┌180 └ 200	100 150 180 200	100 130 150 180					
	③	エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170 280 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180					
	④	エチレン独立加熱炉	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170 ┌180 └ 200	┌100 └ 150 180 200	┌100 └ 130 150 180					
	⑤	エチレン独立加熱炉 メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170 430 ┌180 └ 200	┌100 └ 150 180 200	┌100 └ 130 150 180					
	⑥	石油加熱炉 (①～⑤以外)	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170 ┌180 └ 200	┌170 └ 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180				
8		触媒再生塔	—	6	300				250			
8の2		燃焼炉	—	8	300				250			
9	①	石灰焼成炉 (ガス燃焼ロータリーキルン)	—	15	300				250			

令別 表第 1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 ※1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)									
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー ※2	52.6.18 ～ 54.8.9に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31に 設置された 施設	62.4.1 以降 に設置され た施設	
9	②	セメント焼成炉 (湿式)	10 以上 10 未満	10		250 —	250 350							
	③	セメント焼成炉 (②以外)	10 以上 10 未満	10	⊥ 480 J	250 480	250 350							
	④	耐火物原料・耐火れんが 製造用焼成炉	—	18	450					400				
	⑤	板ガラス・ガラス繊維製 造用溶解炉	—	15	400					360				
	⑥	フリット・光学ガラス・ 電気ガラス製造用溶融 炉	—	16	900					800				
	⑦	その他ガラス製造用溶 融炉	—	15	500					450				
	⑧	その他焼成炉、溶融炉	—	15	200					180				
10	①	反応炉、直火炉 (②、③以外)	—	6	200					180				
	②	硫酸カリウム製造用反 応炉	—	6	250					180				
	③	硫酸製造用反応炉 (窒素酸化物触媒)	—	15 ※7	700					180				
11	乾燥炉	—	16	250					230					
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4 以上 4 未満	12	⊥ 900 J		450 900			⊥ 450 J				
	②	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)※8	4 以上 4 未満	12	300 900		250 900			250 700				
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉①、②以外)	4 以上 4 未満	12	⊥ 300 J		250 300			⊥ 250 J				
	④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4 以上	12			250							

令別 表第 1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 ※1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)							
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー ※2	52.6.18 ～ 54.8.9に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31に 設置された 施設
14	①	銅・鉛・亜鉛精錬用焙焼炉	—	14	250				220			
	②	銅・鉛・亜鉛精錬用焼結炉	—	15	300				220			
	③	銅・鉛・亜鉛精錬用溶鋳炉(④、⑤以外)	—	15	120				100			
	④	亜鉛精錬用溶鋳炉のうち 鋳滓処理炉 (石炭、コークスを燃料、還元剤とするもの)	—	15	450							
	⑤	亜鉛精錬用溶鋳炉のうち 立型蒸留炉	—	15	230				100			
	⑥	溶解炉(⑦以外)	—	12	200				180			
	⑦	銅精錬用溶解炉のうち 精製炉 (アンモニアを還元剤とするもの)	—	12	330							
	⑧	乾燥炉	—	16	200				180			
18		活性炭製造用反応炉	—	6	200				180			
21	①	燐等製造用焼成炉	—	15	200				180			
	②	燐等製造用溶解炉	—	15	650				600			
23	①	トリポリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉	—	15	200				180			
	②	トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉	—	16	200				180			
24		鉛二次精錬等溶解炉	—	12	200				180			
25		鉛蓄電池製造用溶解炉	—	12	200				180			

令別 表第 1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 ※1	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)							
					48.8.9 まで に設置され た施設	48.8.10 ～ 50.12.9 に 設置された 施設	50.12.10 ～ 52.6.17 に 設置された 施設	52.6.18 ～ 52.9.9 に 設置された 液体燃焼 小型ボイラ ー ※2	52.6.18 ～ 54.8.9 に 設置された 施設	54.8.10 ～ 58.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 59.9.9 に 設置された 施設	58.9.10 ～ 62.3.31 に 設置された 施設
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉	—	12	200				180			
	②	鉛酸化物製造用溶解炉	—	Os	200				180			
	③	反射炉	—	15	200				180			
	④	反応炉	—	6	200				180			
	⑤	鉛酸化物・硝酸鉛製造用 反応炉	—	Os	200				180			
27	①	硝酸製造施設	—	Os	200							
28	①	コークス炉 (オート型)	10 以上 10 未満	7		200 —	⊥ 170 J					
	②	コークス炉 (①以外)	10 以上 10 未満	7	⊥ 350 J	200 350	⊥ 170 J					

令別 表第 1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の種類	規模 最大定格 排ガス量 万 Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排出基準値(ppm)				
					63.1.31 まで に設置された 施設	63.2.1 ～ 元.7.31 に設置された 施設	元.8.1 ～ 3.1.31 に設置 された施設	3.2.1 ～ 6.1.31 に設置 された施設	6.2.1 以降 に設置された 施設
29	①	ガスタービン (気体燃料専焼) ※9	4.5 以上 4.5 未満	16		70 90	⊥ 70 J		
	②	ガスタービン (液体燃料専焼及び気体・液体燃料混焼) ※9	4.5 以上 4.5 未満	16		100 120	⊥ 100 J	⊥ 70 J	
30	①	ディーゼル機関 [大型(シリンダー径 400 mm 以上)]※9	—	13		1600	1400	1200	
	②	ディーゼル機関 [中小型(シリンダー径 400 mm 未満)]※9	—	13		950			
31		ガス機関※9	—	0	2000			1000	600
32		ガソリン機関※9	—	0	2000			1000	600

- (注)
- ※1 電気炉（熱源として電気を使用するもの）を除く。
 - ※2 液体燃焼小型ボイラーとは、排出ガス量が1万 Nm³/h 未満の液体燃焼ボイラーをいう。
 - ※3 小型ボイラー（伝熱面積10 m² 未満だが、バーナー燃焼能力が重油換算50 L/時以上のものをいう）のうち、ガス、灯油、軽油、A重油を燃焼させるものについては、当分の間適用しない。
 - ※4 低品位炭とは、石炭のうち1 Kg 当りの発熱量が20930.25 kJ(5000 kcal)以下のものをいう。
 - ※5 液体燃料ボイラーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万 Nm³/h 未満の過負荷燃焼型のは適用除外される。
 - ※6 キュボラは適用除外される。
 - ※7 昭和54年8月10日以降設置された硫酸製造用反応炉(窒素酸化物触媒)の残存酸素濃度は6%である。
 - ※8 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。
 - ※9 非常用は当分の間適用しない。

・ 窒素酸化物の算出方法

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 窒素酸化物の量(ppm)
 O_n : 上記の表の標準酸素濃度O_n(%)
 O_s : 排出ガス中の酸素の濃度(20%を超える場合にあつては20%とする。)
 C_s : JIS K 0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度
 (0℃、1気圧における ppm)

・ 窒素酸化物の量が、著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

④有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準（施行規則第5条 別表第3（抜すい））

（単位：mg/Nm³）

令 表 No	施設名		カドミウム及 びその化 合物	塩 素	塩化水素	弗素弗化 水素及び 弗化珪素	鉛及び その化 合物
9	ガラス又は ガラス製品の 製造の用に 供するもの	原料として硫化カドミ ウム又は炭酸カドミウ ムを使用したもの	1.0				
		原料としてほたる石又 は珪弗化ナトリウムを 使用したもの				10	
		原料として酸化鉛を使 用したもの					20
13	廃棄物焼却炉				700 On=12		

（注）

- ・ 有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- ・ 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。
- ・ 塩化水素量の算出方法（廃棄物焼却炉の場合のみ）

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 塩化水素の量 (mg/Nm³)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

C_s : JIS K 0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度 (mg/Nm³)

⑤水銀排出施設の排出基準（施行規則第 16 条の 11 別表第 3 の 3（抜すい））

大気汚染防止法の水銀排出施設			排出基準値 ^{※1} ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
			新設	既設 ^{※2}
石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー			8	10
小型石炭混焼ボイラー			10	15
非鉄金属製造に 用いられる精錬 及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金	15	30
		鉛又は亜鉛	30	50
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	100	400
		工業金	30	50
廃棄物焼却炉			30	50
水銀含有汚泥等の焼却炉			50	100
セメントの製造の用に供する焼成炉			50	80

※1 既設施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が 5 割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の基準が適用される。

※2 既設施設とは、法施行の際現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む）をいう。
（法施行日：平成 30 年 4 月 1 日）

⑥一般粉じん発生施設構造基準（施行規則第 16 条 別表第 6）

番号	施設名	構造基準
1	コークス炉	① 無煙装炭装置 ② フード及び集じん機の設置 ③ 防じんカバーでおおう ④ 消火塔にハードル、フィルターを設置
2	鉱物又は 土石の堆積場	① 建屋でおおう ② 散水を行う ③ 防じんカバーでおおう ④ 薬液の散布、表層の締固め
3	ベルトコンベア バケットコンベア	① 建屋内での設置 ② コンベアの積込部、積降部にフード、集じん機が設置さ れ他の粉じんが飛散しやすい部分を散水、防じんカバーでおおう ③ 散水の実施 ④ 防じんカバーでおおう
4	破碎機、摩砕機	① 建屋でおおう ② フード及び集じん機の設置
5	ふるい	③ 散水の実施 ④ 防じんカバーでおおう

⑦特定粉じん発生施設敷地境界基準（施行規則第 16 条の 2）

大気中の石綿の濃度が 1 L につき 10 本

⑧建築物等の解体等作業に関する基準等（施行規則第16条及び法第18条）

ア 調査及び説明等の義務

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（※1）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。）は、解体等工事の開始の日までに（※2）以下の対応をとらなければならない（自主施工者については、(ア)及び(ウ)の対応をとらなければならない）。

(ア) 当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うこと。

(イ) 当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、書面を交付して説明（※3）しなければならない。

(ウ) 当該調査の結果等を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない（※4）。

※1 以下に該当する作業を除く。

- ・平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの。
- ・建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

※2 当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに（ア）及び（イ）の対応をとらなければならない。

※3 発注者に交付する書面に記載し、説明する事項

- a 調査を終了した年月日
- b 調査の方法
- c 調査の結果

当該工事が特定粉じん排出等作業に該当する場合、上記a～cに加えd～kも書面に記載し、説明すること。

- d 特定粉じん排出等作業の種類
- e 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- f 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- g 特定粉じん排出等作業の方法
- h 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- i 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- j 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- k 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※4 掲示に記載する事項

- a 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- b 調査を終了した年月日
- c 調査の方法及び結果

当該工事が特定粉じん排出等作業に該当する場合、上記 a～c に加え d～i も掲示すること。

- d 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類
- e 法第 18 条の 15 第 1 項又は第 2 項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- f 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- g 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- h 特定粉じん排出等作業の方法
- i 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

イ 作業基準

当該工事が特定粉じん排出等作業に該当する場合、表 1 の区分ごとに表 2 の基準を遵守すること。

表 1

作業の種類	建物の種類	処理方法	詳細
建築物等の解体	吹付け石綿が使用されている建築物	除去	表 2 A
	石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物	掻き落とし・切断・破砕による除去 掻き落とし・切断・破砕以外の方法による除去	
建築物等の改造・補修	吹付け石綿が使用されている建築物	除去	表 2 A
	吹付け石綿が使用されている建築物	封じ込め・囲い込み	表 2 C
	石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物	掻き落とし・切断・破砕による除去	表 2 A
	石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物	掻き落とし・切断・破砕以外の方法による除去 封じ込め・囲い込み	表 2 B 表 2 C
規制対象となる建築物等の解体のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業		散水等	表 2 D

表2

作業基準の詳細	
A	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z 8122 に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト ハ、ニ及びヘの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認したものの氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまで保存すること。</p> <p>チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
B	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
C	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を囲い込み若しくは封じ込めるか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>
D	<p>作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>

⑨指定物質抑制基準（法附則第9項（抜すい））

項	施設	抑制基準値
1	ベンゼンを蒸発させるための乾燥施設	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。 既設:200 mg/Nm ³ (排出ガス量 1,000 Nm ³ /h 以上 3,000 Nm ³ /h 未満) 100 mg/Nm ³ (" 3,000 Nm ³ /h 以上) 新設:100 mg/Nm ³ (排出ガス量 1,000 Nm ³ /h 以上 3,000 Nm ³ /h 未満) 50 mg/Nm ³ (" 3,000 Nm ³ /h 以上)
5	ベンゼンの貯蔵タンク	浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。 ベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。 既設:1,500 mg/Nm ³ (容量 1,000 kL 以上) 新設: 600 mg/Nm ³
7	トリクロロエチレン等を蒸発させるための乾燥施設	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定。 既設:500 mg/Nm ³ 新設:300 mg/Nm ³
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設(密閉式のものを除く。)	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 既設:300 mg/Nm ³ 新設:150 mg/Nm ³
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設(次号に掲げるものを除く。)	既設:500 mg/Nm ³ 新設:300 mg/Nm ³
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機	既設:500 mg/Nm ³ 新設:300 mg/Nm ³

※既設とは、平成9年4月1日において現に設置されている施設をいう（設置の工事がされているものを含む）。

(2) 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

①硫黄酸化物の排出基準（第5条 別表第2の1）

K値	=	22.2	（浜松市全域）
----	---	------	---------

(注) 硫黄酸化物の排出基準は、県条例のばい煙発生施設（別表第1の項に掲げる施設）であって、大気汚染防止法のばい煙発生施設（施行令別表第1の中欄）に該当するものについては、適用しない。

②ばいじんの排出基準（第5条 別表第2の2）

	施設	ばいじんの量 (g/Nm ³)
1	別表第1の5の項に掲げる施設のうち、重油又はガスを専焼させるもの	0.30
2	別表第1の5の項に掲げる施設のうち、石炭(1kg当り発熱量5,000kcal以下のものに限る。)を燃焼させるもの	0.80
3	別表第1の5の項に掲げる施設のうち、前2項に掲げるもの以外のもの	0.40

(注)

- ・「別表第1の5の項に掲げる施設」とは、食料品又は飲料の製造の用に供する直接加熱型の湯煮施設であって、火格子面積が1m²以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上のものをいう。
- ・ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- ・ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

③有害物質の排出基準（第5条 別表第2の3（抜すい））

(単位:mg/Nm³)

	施設名	カドミウム 及び その化合物	塩素	塩化水素	弗素、 弗化水素	鉛及びそ の化合物
2	溶解炉、溶融メッキ施設 (アルミニウム、アルミニウムの合金用)		30	80	3	

(注)

- ・有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。
- ・有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

④一般粉じん発生施設の構造等に関する基準（第13条 別表第4）

次の各号の一に該当する措置その他当該施設に係る粉じんの飛散を防止するために有効な措置とする。

- (1)粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に当該施設が設置されていること。
- (2)当該施設にフード及び集じん機が設置されていること。
- (3)当該施設に散水装置が設置されていること。
- (4)当該施設が防じんカバーでおおわれていること。
- (5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 悪臭防止法等に基づく基準

(1) 規制基準

悪臭防止法に基づく悪臭の規制基準は都道府県知事（特例市以上の市は市長）が告示することとされているが、浜松市は、平成 21 年度まで、合併前の旧浜松市地域は「臭気指数」、その他の地域は「特定悪臭物質」（22 物質）により規制していた。

しかし、臭気規制に関する合併時の調整方針に基づき、市内全域の調査をした結果、全ての悪臭物質や複合臭に対応できる臭気指数規制の優位性が確認できたため、告示を改正し、平成 22 年 4 月 1 日から全市域を臭気指数規制に統一した。

①1号規制 事業場の敷地境界における規制基準

規制地域及び規制基準（臭気指数）

規制対象	区分	規制地域	規制基準値
浜松市 (全域)	第 1 地域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	臭気指数 10
	第 2 地域	近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域	臭気指数 13
	第 3 地域	準工業地域並びに工業地域及び工業専用地域で第 1 地域の区域から 50 m 以内の地域	臭気指数 15
	第 4 地域	工業地域及び工業専用地域で第 1 地域の区域から 50 m を超える地域	臭気指数 17

②2号規制 気体排出口の規制基準

悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した値

③3号規制 排出水の規制基準

規制対象	区分	規制基準値
浜松市 (全域)	第 1 地域	臭気指数 26
	第 2 地域	臭気指数 29
	第 3 地域	臭気指数 31
	第 4 地域	臭気指数 33

(2) 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく基準

悪臭に係る特定施設の規制基準（条例第 94 条、施行規則第 48 条 別表第 19）

次の各号の一に該当する措置その他発生する悪臭を防止するために有効な措置とする。

- (1) 当該施設に脱臭装置が設置されていること。
- (2) 当該施設に防臭のための薬剤が散布されていること。
- (3) 当該施設が防臭カバーでおおわれていること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか当該施設を設置する工場又は事業場において発生する悪臭を防止するための有効な措置が講じられていること。

3 水質に係る基準

(1) 水質汚濁防止法に基づく一律基準

①有害物質

有害物質の種類		基準値(mg/L)
カドミウム及びその化合物		0.03
シアン化合物		1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）		1
鉛及びその化合物		0.1
六価クロム化合物		0.5
砒素及びその化合物		0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003
トリクロロエチレン		0.1
テトラクロロエチレン		0.1
ジクロロメタン		0.2
四塩化炭素		0.02
1, 2-ジクロロエタン		0.04
1, 1-ジクロロエチレン		1
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン		3
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06
1, 3-ジクロロプロペン		0.02
チウラム		0.06
シマジン		0.03
チオベンカルブ		0.2
ベンゼン		0.1
セレン及びその化合物		0.1
ほう素及びその化合物	河川及び湖沼（海域以外の公共用水域）	10
	海域	230
ふっ素及びその化合物	河川及び湖沼（海域以外の公共用水域）	8
	海域	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に 0.4 を乗じた値、亜硝酸 性窒素及び硝酸性窒素 の合計量 100
1, 4-ジオキサン		0.5

(備考)

- 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、法施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 塩化ビニルモノマー及びトランス1, 2-ジクロロエチレンについては、有害物質として定められているが、排水基準は無い。

②一般項目

項目	基準値
pH (水素イオン濃度)	河川及び湖沼 (海域以外の公共用水域) 5.8～8.6
	海域 5.0～9.0
BOD (生物化学的酸素要求量)	最大 160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
COD (化学的酸素要求量)	最大 160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
SS (浮遊物質)	最大 200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 最大 5 mg/L
	動植物油脂類 最大 30 mg/L
フェノール類含有量	最大 5 mg/L
銅含有量	最大 3 mg/L
亜鉛含有量	最大 2 mg/L
溶解性鉄含有量	最大 10 mg/L
溶解性マンガン含有量	最大 10 mg/L
クロム含有量	最大 2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	最大 120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
りん 含有量	最大 16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

(備考)

- 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000 mg/L を超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。(浜名湖、佐鳴湖)
- りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。(浜名湖、佐鳴湖、佐久間ダム貯水池、水窪ダム貯水池、都田川ダム貯水池)

(2) 静岡県生活環境の保全等に関する条例による排水基準

	項目	基準値
1	水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質 ((1) ①有害物質に同じ)	排水基準を定める総理府令別表第一の下欄に掲げる許容限度 ((1) ①有害物質に同じ)
2	水質汚濁防止法施行令第3条第1項に規定する物質 ((1) ②一般項目に同じ)	排水基準を定める総理府令別表第二の下欄に掲げる許容限度 ((1) ②一般項目に同じ)
3	ニッケル含有量	2 mg/L

(備考)

- 1 この表に掲げる排水基準は、次に掲げる方法により検定した場合における検出値によるものとする。
 - (1) ニッケル含有量 規格K0102の59・2、59・3又は59・4に定める方法
 - (2) その他の種類又は項目 排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法
- 2 この表の2の項及び3の項に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 別表第6の4の項に掲げる施設（ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設）については、1の項及び2の項は適用しない。

(3) 水域別上乘せ排水基準

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例により、事業場が設置する特定施設の種類及び排水が排出される区域ごとに上乘せ排水基準が適用される。

特定事業場区分		特定施設の種類 (番号)	該当表
鉱業用施設等		1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,73,74	一表
旅館業用施設等	旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場	66-3,71-2	二表
	飲食業等を行う事業場	66-4,66-5,66-6,66-7,66-8	
	医療業又は清掃業を行う事業場	68-2,71-3	
冷凍調理食品製造業用施設等	冷凍調理食品製造業等を行う事業場	18-2,18-3,21-2,21-3,21-4,23-2,51-2,51-3,63-2,70-2,71-4	
畜房施設等		1-2,74の一部	三表
(対象外)		(上記以外) 38-2,63-3,64-2,66-2,69-2,69-3,71-5,71-6	適用なし

(備考)

- 1 各表の上乗せ排水基準が適用されない区分については一律排水基準を記載している。
- 2 一つの特定事業場内に同一の表に係る異種の特定施設が併設され、それぞれ異なる上乘せ排水基準が設定されている場合、一表、三表においてはそのうち最大の、二表においては最小の許容限度のものを適用する。
- 3 一つの特定事業場内に一表及び二表に係る特定施設が併設されている場合の扱いは次のとおりとする。
 - (1) 鉱業用施設等と旅館業用施設等(71-3を除く)が併設されている場合は、一表と二表のうち許容限度の低い方を適用する。
 - (2) 鉱業用施設等(72を除く)と一般廃棄物処理施設である焼却施設(71-3)が併設されている場合は、一表による。
 - (3) し尿処理施設(72)と一般廃棄物処理施設である焼却施設(71-3)が併設されている場合は、二表による。
 - (4) 鉱業用施設等と冷凍調理食品製造業用施設等に該当する特定施設とが併設されている場合は、一表による。
 - (5) 鉱業用施設等、旅館業用施設等及び冷凍調理食品製造業用施設等が併設されている場合は、一表による。
- 4 三表を適用する事業場は、畜房施設(1-2)のみを設置する事業場及び畜房施設を設置する畜産農業のみに属している他の事業場から排出される水の処理施設のみを設置する事業場とする。

① 一表

A 浜名湖水域

設置年月日	特定事業場の区分	排水量区分 (m ³ /日)	適用年月日	有害物質<最大値>mg/L							一般項目<最大値>mg/L ()内平均値							
				カドミウム	シアン	有機燐	六価クロム	砒素	ふっ素		BOD	COD	S	フェノール類	銅	亜鉛	クロム	
									河川湖沼	海域								河川
S47.7.31以前	食品品製造業 (乳製品製造業を除く)	800以上	S48.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	15	120 (100)	90 (70)	5	3	2	2			
		50~800			1											0.5		
		50未満																
	染色整理業	800以上	S48.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	15	30 (20)	40 (30)	5	3	2	0.4			
		300~800			1											0.5		
		50~300															120 (100)	90 (70)
		50未満																
	し尿処理施設 (他特定施設併設を除く ^{※4}) 下水道終末処理施設	800以上	S48.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	15	40 (30)	90 (70)	5	3	2	2			
		50~800			1											0.5		
		50未満																
	その他のもの	800以上	S48.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	8 ^{※1}	30 (20)	40 (30)	0.2	1	1	2	0.4		
		50~800			1												0.5	
50未満		8 ^{※3}						15 ^{※3}			3							
S47.8.1以後	し尿処理施設 (他特定施設併設を除く ^{※4})	800以上	S47.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	15	20 (15)	50 (40)	5	3	2	2			
		50~800			1											0.5		
		50未満																
	下水道終末処理施設	800以上	S47.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	15	25 (20)	70 (50)	5	3	2	2			
		50~800			1											0.5		
		50未満																
	その他のもの	800以上	S47.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	8	20 (15)	30 (20)	0.2	1	1	1	0.4		
		300~800			1												0.5	
		50~300						8 ^{※3}	15 ^{※3}			2						
		50未満																
	(参考) 一律排水基準				0.03	1	1	0.5	0.1	8	15	160 (120)	200 (150)	5	3	2	2	

※1 砕石業及び砂利採取業は15

※2 暫定排水基準が適用される業種(金属鉱業、電気めっき業、及び以上業種の特定事業場からの排水を受け入れる下水道業)は県条例の排水基準に基づき3

※3 ほうろろ鉄器製造業、うわ薬製造業(ほうろろうわ薬を製造するものに限る)、電気めっき業及び旅館業は暫定排水基準が適用される(ほうろろ等3物質暫定排水基準適用業一覧表参照)

※4 鉱業用施設等(1,2~18,19~21,22,23,24~38,39~51,52~63,64,65,66,67,68,69,70,71,72~74)

B 馬込川水域

設置年月日	特定事業場の区分	排水量区分 (m ³ /日)	適用年月日	一般項目<最大値>mg/L ()内平均値						
				BOD	SS	銅	亜鉛	クロム		
S48.3.31 以前	下水道処理区域内 ^{※1}	50以上	S50.10.1	25(20)	50(40)	3	2 ^{※2}	2		
		50未満		—	—		3			
	下水道予定処理区域内	100以上	S51.6.24	160(120)	200(150)	3	2 ^{※3}	2		
		50～100	S49.4.1						—	—
		50未満								
	染色整理業	8,000以上	S50.10.1	25(20)	40(30)	3	2	2		
		3,000～8,000		40(30)						
		1,000～3,000	S49.4.1	80(60)	50(40)					
		300～1,000		100(80)	70(50)					
		50～300		120(100)	90(70)					
	50未満	—	—	—	—					
	パルプ・紙加工品製造業	18,000以上	S50.10.1	25(20)	40(30)	3	2	2		
		50～18,000		50(40)	70(50)					
		50未満	—	—	—				—	
	と畜業	50以上	S49.4.1	80(60)	90(70)	3	2	2		
		50未満	—	—	—	—	—	—		
	し尿処理施設 (他特定施設併設を除く ^{※6})	50以上	S49.4.1	40(30)	90(70)	3	2	2		
		50未満	—	—	—	—	—	—		
下水道終末処理施設	5,000以上	S50.10.1	25(20)	50(40)	3	2 ^{※3}	2			
	50～5,000	S53.4.1								
	50未満	—						—	—	—
その他のもの	100以上	S49.1.1	25(20)	50(40)	3	2 ^{※2}	2			
	50～100		40(30)	70(50)		5				
	50未満		—	—						
S48.4.1 以後	下水道処理区域内 ^{※1}	50以上	S48.4.1	25(20)	40(30)	3	2 ^{※2}	2		
		50未満		—	—		3			
	染色整理業 ^{※4}	3,000以上	S48.4.1	25(20)	40(30)	3	2	2		
		1,000～3,000		40(30)						
		50～1,000		80(60)					50(40)	
		50未満		—					—	—
	染色整理業 ^{※5}	8,000以上	S48.4.1	25(20)	40(30)	3	2	2		
		3,000～8,000		40(30)						
		1,000～3,000		70(50)					40(40)	
		50～1,000		90(70)					70(50)	
	50未満	—	—	—	—	—	—			
	し尿処理施設 (他特定施設併設を除く ^{※6})	50以上	S48.4.1	40(30)	90(70)	3	2	2		
		50未満	—	—	—	—	—	—		
	下水道終末処理施設	50以上	S48.4.1	25(20)	50(40)	3	2 ^{※3}	2		
		50未満	—	—	—	—	—	—		
	その他のもの	50以上	S48.4.1	25(20)	40(30)	3	2 ^{※2}	2		
		50未満		—	—		5			
	(参考) 一律排水基準				160(120)	200(150)	3	2	2	

※1 下水道処理区域内に所在する特定事業所から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。

※2 暫定排水基準が適用される業種(金属鉱業、電気めっき業、及び以上業種の特定事業場からの排水を受け入れる下水道業)は県条例の排水基準に基づき3

※3 暫定排水基準が適用される業種(同上)は5

※4 染色整理業に属し、かつ、その設置が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第2項に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の対象となった特定事業場に係るもの

※5 県から、共同施設資金等の貸付けを受けて、事業協同組合等が設置する特定事業場(当該事業協同組合等のすべての組合員等が自己の設置する1以上の特定事業場(昭和48年3月31日において染色整理業に属しているものに限る。))の染色整理業の用に供するすべての特定施設を廃止する場合における当該事業協同組合等が設置する特定事業場に限り、)で、染色整理業のみに属するもの、若しくは、他の特定事業場から排出される水(公共水域に排出されるものを除く。)の処理施設(染色整理業のみに属する他の特定事業場から排出される水のみ)の処理施設に限る。)を設置するもの、又は、他の特定事業場から排出される水(公共水域に排出されるものを除く。)の処理施設を設置する特定事業場(昭和48年3月31日において染色整理業のみに属している他の特定事業場から排出される水のみ)の処理施設を設置するものに限る。)

※6 鉱業用施設等(1,2～18,19～21,22,23,24～38,39～51,52～63,64,65,66,67,68,69,70,71,72～74)

C 天竜川水域

設置 年月日	特定事業場の区分	排水量区分 (m ³ /日)	適用 年月日	一般項目<最大値>mg/L ()内平均値					
				B O D	S S	鉍 油 類	銅	亜 鉛	ク ロ ム
S50.12.31 以前	下水道処理区域内 ^{※1}	50以上	S55.4.1	25(20)	50(40)	5	1	2 ^{※2}	2
		50未満		—	—	—		3	
	食料品製造業	400以上	S52.1.1	50(40)	50(40)	5	3	2	2
		50～400		100(80)	90(70)				
		50未満	—	—	—	—	—	—	
	製糸業 染色整理業	4,000以上	S52.1.1	25(20)	40(30)	5	3	2	2
		1,000～4,000		40(30)					
		300～1,000		100(80)	70(50)				
		50～300		120(100)	90(70)				
	50未満	—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
	パルプ・紙加工品 製造業	50以上	S52.1.1	90(70)	120(100)	5	3	2	2
		50未満	—	—	—	—	—	—	—
	し尿処理施設 (他特定施設併設を除く ^{※4})	50以上	S52.1.1	40(30)	90(70)	5	3	2	2
50未満		—	—	—	—	—	—	—	
その他のもの	5,000以上	S52.1.1	15(10)	30(20)	3	1	1	1	
	2,000～5,000		20(15)	40(30)					
	50～2,000		25(20)	50(40)	5	3	2 ^{※2}	2	
	50未満		—	—	—		5		
S51.1.1 以後	し尿処理施設 (他特定施設併設を除く ^{※4})	50以上	S51.1.1	40(30)	90(70)	5	3	2	2
		50未満	—	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設	50以上	S51.1.1	25(20)	50(40)	5	3	2 ^{※3}	2
		50未満	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	5,000以上	S51.1.1	15(10)	30(20)	3	1	1	1
		2,000～5,000		20(15)	40(30)				
		50～2,000		25(20)	50(40)	5		2 ^{※2}	2
		50未満		—	—	—		3	
(参考) 一律排水基準				160(120)	200(150)	5	3	2	2

※1 下水道処理区域内に所在する特定事業所から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。

※2 暫定排水基準が適用される業種(金属鉍業、電気めっき業、及び以上業種の特定事業場からの排水を受け入れる下水道業)は県条例の排水基準に基づき3

※3 暫定排水基準が適用される業種(同上)は5

※4 鉍業用施設等(1,2～18,19～21,22,23,24～38,39～51,52～63,64,65,66,67,68,69,70,71,72～74)

② 二表

A 浜名湖水域

特定事業場の区分①	設置年月日	特定事業場の区分②	排水量区分 (m ³ /日)	適用年月日	一般項目<最大値>mg/L ()内平均値						
					B O D	C O D	S S	銅	亜鉛	クロム	
											河川
旅館業又は 科学技術に 関する研究等 を行う事業場	S50.11.30 以前	旅館業	50以上	S51.12.1	130(100)		160(120)	3	2	2	
			50未満	—	—		—	—	—	—	
		科学技術に関する研究等を行う事業場	50以上	S51.12.1	120(90)		130(100)		3	2	2
			50未満		—		—			5	
	S50.12.1 以後	旅館業	50以上	S50.12.1	20(15)		30(20)		3	2	2
			50未満	—	—		—		—	—	—
		科学技術に関する研究等を行う事業場	50以上	S50.12.1	20(15)		30(20)		1	1	2
			50未満		—		—		3	5	
医療業又は 清掃業を行う 事業場	S55.5.9 以前	全て	50以上	S56.5.10	40(30)		90(70)		3	2	2
			50未満		—		—			5	
	S55.5.10 以後	全て	50以上	S55.5.10	20(15)		50(40)		1	1	2
			50未満		—		—		3	5	
冷凍調理食品 製造業等を行 う事業場	S59.4.30 以前	冷凍調理食品製造業	50以上	S59.11.1	80(60)		80(60)		3	2	2
			50未満	—	—		—		—	—	—
		合板製造業	50以上	S59.11.1	80(60)		70(50)		3	2	2
			50未満	—	—		—		—	—	—
		その他のもの	50以上	S59.11.1	40(30)		90(70)		3	2	2
			50未満		—		—			5	
	S59.5.1 以後	全て	50以上	S59.5.1	20(15)		30(20)		1	1	2
			50未満		—		—		3	5	
飲食業等を行 う事業場	H3.4.30 以前	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業	50以上	H3.11.1	80(60)		80(60)		3	2	2
			50未満	—	—		—		—	—	—
		その他のもの	50以上	H3.11.1	80(60)		90(70)		3	2	2
			50未満	—	—		—		—	—	—
	H3.5.1 以後	全て	50以上	H3.5.1	20(15)		30(20)		3	2	2
			50未満	—	—		—		—	—	—
(参考) 一律排水基準					160(120)		200(150)		3	2	2

B 馬込川水域

特定事業場の区分①	設置年月日	区域 ^{※1}	特定事業場の区分②	排水量区分 (m ³ /日)	適用年月日	一般項目<最大値>mg/L ()内平均値				
						B O D	S S	銅	亜鉛	クロム
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場	S50.11.30以前	下水道	全て	50以上	S51.12.1	25(20)	50(40)	3	2	2
				50未満		—	—		3	
	S50.12.1以後	下水道	全て	50以上	S50.12.1	25(20)	50(40)	3	2	2
				50未満		—	—		3	
		その他	旅館業	50以上	S50.12.1	40(30)	90(70)	3	2	2
				50未満	—	—	—	—	—	
その他	科学技術に関する研究等を行う事業場	50以上	S50.12.1	25(20)	50(40)	1	2	2		
		50未満		—	—	3	5			
医療業又は清掃業を行う事業場	S55.5.9以前	下水道	全て	50以上	S56.5.10	25(20)	50(40)	3	2	2
				50未満		—	—		3	
	S55.5.10以後	下水道	全て	50以上	S55.5.10	25(20)	50(40)	3	2	2
				50未満		—	—		3	
		その他	全て	50以上	S55.5.10	40(30)	90(70)	1	2	2
				50未満		—	—	3	5	
冷凍調理食品製造業等を行う事業場	S59.4.30以前	下水道	全て	50以上	S59.11.1	25(20)	50(40)	3	2	2
				50未満		—	—		3	
		その他	冷凍調理食品製造業	50以上	S59.11.1	80(60)	80(60)	3	2	2
				50未満	—	—	—	—	—	
	S59.5.1以後	下水道	全て	50以上	S59.5.1	25(20)	50(40)	3	2	2
				50未満		—	—		3	
		その他	全てのもの	50以上	S59.11.1	40(30)	90(70)	3	2	2
				50未満		—	—	3	5	
飲食業等を行う事業場	H3.4.30以前	下水道	全て	50以上	H3.11.1	25(20)	50(40)	3	2	2
				50未満		—	—		—	
		その他	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業	50以上	H3.11.1	80(60)	80(60)	3	2	2
				50未満	—	—	—	—	—	
	H3.5.1以後	下水道	全てのもの	50以上	H3.11.1	80(60)	90(70)	3	2	2
				50未満		—	—	—	—	—
		その他	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業	50以上	H3.5.1	25(20)	50(40)	3	2	2
				50未満		—	—	—	—	—
その他	全てのもの	50以上	H3.5.1	40(30)	90(70)	3	2	2		
		50未満		—	—	—	—	—		
(参考)一律排水基準						160(120)	200(150)	3	2	2

※1 下水道処理区域内に所在する特定事業所から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。

C 天竜川水域

特定事業場の区分①	設置年月日	区域※1	特定事業場の区分②	排水量区分(m ³ /日)	適用年月日	一般項目<最大値>mg/L ()内平均値					
						B O D	S S	銅	亜鉛	クロム	
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場	S50.12.31以前	下水道	全て	50以上 50未満	S55.4.1	25(20) —	50(40) —	3	2 3	2	
		その他	科学技術に関する研究等を行う事業場	50以上 50未満	S52.1.1	120(90) —	130(100) —	3	2 5	2	
	S51.1.1以後	下水道	全て	50以上 50未満	S51.1.1	25(20) —	50(40) —	3	2 3	2	
		その他	旅館業	50以上 50未満	S51.1.1	40(30) —	90(70) —	3	2 —	2 —	
			科学技術に関する研究等を行う事業場	50以上 50未満	S51.1.1	25(20) —	50(40) —	1 3	2 5	2	
		医療業又は清掃業を行う事業場	S55.5.9以前	下水道	全て	50以上 50未満	S56.5.10	25(20) —	50(40) —	3	2 3
その他	全て			50以上 50未満	S56.5.10	40(30) —	90(70) —	3	2 5	2	
S55.5.10以後	下水道		全て	50以上 50未満	S55.5.10	25(20) —	50(40) —	3	2 3	2	
	その他		全て	50以上 50未満	S55.5.10	40(30) —	90(70) —	1 3	2 5	2	
			S59.4.30以前	下水道	全て	50以上 50未満	S59.11.1	25(20) —	50(40) —	3	2 3
	その他			冷凍調理食品製造業	50以上 50未満	S59.11.1	80(60) —	80(60) —	3 —	2 —	2 —
合板製造業		50以上 50未満	S59.11.1	80(60) —	70(50) —	3 —	2 —	2 —			
		その他のもの	50以上 50未満	S59.11.1	40(30) —	90(70) —	3 —	2 5	2 —		
S59.5.1以後			下水道	全て	50以上 50未満	S59.5.1	25(20) —	50(40) —	3	2 3	2
	その他	全て	50以上 50未満	S59.5.1	25(20) —	50(40) —	1 3	2 5	2		
		飲食業等を行う事業場	H3.4.30以前	下水道	全て	50以上 50未満	H3.11.1	25(20) —	50(40) —	3 —	2 —
	その他			共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業	50以上 50未満	H3.11.1	80(60) —	80(60) —	3 —	2 —	2 —
その他のもの			50以上 50未満	H3.11.1	80(60) —	90(70) —	3 —	2 —	2 —		
	H3.5.1以後		下水道	全て	50以上 50未満	H3.5.1	25(20) —	50(40) —	3 —	2 —	2 —
その他		共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業		50以上 50未満	H3.5.1	25(20) —	50(40) —	3 —	2 —	2 —	
		その他のもの	50以上 50未満	H3.5.1	40(30) —	90(70) —	3 —	2 —	2 —		
(参考) 一律排水基準						160(120)	200(150)	3	2	2	

※1 下水道処理区域内に所在する特定事業所から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。

③ 三 表

全水域

設置 年月日	特定事業場	排水量 (m ³ /日)	適用 年月日	一般項目<最大値>mg/L()内平均値		
				B	C	S
				O	O	
		D	D	S		
		河川	海域・湖沼			
S50.7.31 以前	畜房施設のみを設置する特定事業場 及び畜房施設を設置する畜産農業の みに属している他の事業場 から排出さ れる水の処理施設のみを設置する事業 場	300以上	S51.8.1	130(100)		160(120)
		50～300	S48.10.1	160(120)		200(150)
		7.5～50	S52.8.1	250(180)		300(220)
		7.5未満	—	—		—
S50.8.1 以後	畜房施設のみを設置する特定事業場	300以上	S50.8.1	110(80)		130(100)
		50～300		130(100)		160(120)
		7.5～50		160(120)		200(150)
		7.5未満		—		—
	畜房施設を設置する畜産農業のみに 属している他の事業場 から排出される 水の処理施設のみを設置する事業場	50以上	S50.8.1	130(100)		160(120)
		7.5～50		—		—
7.5未満		—		—		
(参考) 一律排水基準				160(120)		200(150)

(4) 暫定排水基準

① ほう素等3物質暫定排水基準適用業一覧表

＜令和元年6月20日環境省令第1号 附則別表＞

適用期間：令和元年7月1日～令和4年6月30日まで

有害物質の種類	番号	業種	許容限度 (mg/L)
ほう素及びその化合物	1	ほうろう鉄器製造業	40
	2	電気めつき業	30
	3	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のものに限る。）	50
	4	金属鋳業	100
	5	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500
ふっ素及びその化合物	6	ほうろう鉄器製造業	12
	7	電気めつき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であるものに限る。）	15
	8	旅館業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するものに限る。）	15
	9	旅館業（自然に湧出しているものを除く）を利用するものであり、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
	10	電気めつき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）	40
	11	旅館業（自然に湧出しているものに限る）を利用するものであり、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	12	下水道業（特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設（モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業からの污水等を受け入れるものに限る。）を有するものに限る。）	130
	13	酸化コバルト製造業	120
	14	畜産農業	500
	15	ジルコニウム化合物製造業	600
	16	モリブデン化合物製造業	1,400
	17	バナジウム化合物製造業	1,650
	18	貴金属製造・再生業	2,800
	備考		
<p>1 この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定のもの」とは、次の算式により計算された値が10を超えるものをいう。</p> $\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$ <p>この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C_i：当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場（以下2において「当該下水道」という。）に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）</p> <p>Q_i：当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量（単位 一日につき立方メートル）</p> <p>Q：当該下水道から排出される排水水の通常量（単位 一日につき立方メートル）</p>			

② 窒素含有量等暫定排水基準適用業一覧表

＜平成30年8月28日環境省令第18号 附則別表＞
 適用期間：平成30年10月1日～令和5年9月30日まで
 （天然ガス鉱業にあつては、令和3年9月30日まで）

項目	業種	許容限度 (mg/L)
窒素含有量	天然ガス鉱業	160 (日間平均150)
	畜産農業 (豚房施設に限る。)	130 (日間平均110)
	酸化コバルト製造業	300 (日間平均100)
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4,100 (日間平均3,100)
燐含有量	畜産農業 (豚房施設に限る。)	22 (日間平均18)
備考		
1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 3 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域（浜名湖水域）及びこれらに流入する公共用水域（佐鳴湖及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。 4 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域（浜名湖水域）及びこれらに流入する公共用水域（佐鳴湖及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。 5 この表の左欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、省令別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 6 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、省令別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、5の規定を準用する。		

③ 1, 4-ジオキサン暫定排水基準適用業一覧表

＜平成30年4月10日環境省令第9号 附則別表＞
 適用期間：平成30年5月25日～令和3年5月24日まで

項目	業種	暫定基準(mg/L)
1, 4-ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	3
	エチレングリコール製造業	3

④ カドミウム及びその化合物暫定排水基準適用業一覧表

＜令和元年11月18日環境省令第15号＞
 適用期間：令和元年12月1日～令和3年11月30日まで

項目	業種	暫定基準(mg/L)
カドミウム及びその化合物	金属鉱業	0.08

⑤ 亜鉛暫定排水基準適用業一覧表

<平成28年11月15日環境省令第25号>

適用期間：平成28年12月11日～令和3年12月10日まで

項目	業種	暫定基準(mg/L)
亜鉛	金属鋳業	5 ※
	電気めっき業	5 ※
	下水道業（金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	5 ※

※暫定基準より上乗せ排水基準が厳しい場合、上乗せ排水基準が適用される。適用される基準値は、（3）水域別上乗せ排水基準を参照すること。

(5) 有害物質使用特定施設等に係る構造基準および定期点検について

箇所	構造、設備及び使用の方法に関する基準	点検項目	点検頻度
床面及び周囲	A基準 次のいずれにも適合すること。 ・床面は、コンクリート、タイルその他不浸透材料による構造であり、必要に応じて耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆されている。 ・周囲は、有害物質を含む水の流出を防止できる防液堤、側溝（流出防止溝）、ためます（受槽）若しくはステンレス鋼の受け皿（以下「防液堤等」という。）、又はこれらと同等以上の機能を有するものを設置し、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量が確保されている。	床面及び防液堤等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/年
	B基準 次のいずれにも適合すること。 ・H24.6.1より前に設置された施設であること。 ・施設が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がないが、施設本体の下部以外の床面及び周囲はA基準を満たしている。 ・有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置がある。	床面及び防液堤等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/年
		施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/月
	B基準 次のいずれにも適合すること。 ・H24.6.1より前に設置された施設であること。 ・施設が床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部がA基準を満たしていないが、施設本体の下部以外の床面及び周囲がA基準を満たしている。	床面及び防液堤等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/年
基準対象外	有害物質使用特定施設の床面下部に、上部（天井部分）からの漏えいを日常的に確認できる空間があること。（2階以上（地階がある場合は1階以上）に施設を設置し、下の階が日常的に使用される場合）。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/月
施設本体		床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無（下階から確認する等）	1回/月
地上配管	基準対象外	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷、有害物質を含む水の漏えい、その他異常の有無。	1回/年
	A基準 次のいずれにも適合すること。 ・配管が有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有していること。 ・有害物質により劣化するおそれがないこと。 ・配管外面には腐食防止の措置を講じるか腐食する恐れのない条件にある。	配管等の亀裂、損傷等の異常、有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/年
	A基準 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されている。	配管等の亀裂、損傷等の異常、有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/年
B基準 H24.6.1より前に設置された配管等であり、有害物質を含む水の漏えいを目視で確認できる配管等である。	配管等の亀裂、損傷等の異常、有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/6月	
地下配管	A基準 次のいずれにも適合すること。 ・トレンチ内に設置されていること。 ・トレンチの底面及び側面がコンクリート等の不浸透性を有する材料であること。 ・必要に応じ、底面の表面が耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること。	・配管等の亀裂、損傷等の異常、有害物質を含む水の漏えいの有無 ・トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷の有無	1回/年
	A基準 次のいずれにも適合すること。 ・配管が有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有していること。 ・有害物質により容易に劣化するおそれがないこと。 ・配管外面には腐食防止の措置を講じるか腐食する恐れのない条件にある。	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの有無	1回/年

箇所	構造、設備及び使用の方法に関する基準		点検項目	点検頻度
地下配管	B基準	次のいずれにも適合すること。 ・H24.6.1より前に設置された配管等であること。 ・トレンチの中に設置されていること。	・配管等の亀裂、損傷等の異常、有害物質を含む水の漏えいの有無 ・トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷の有無	1回/6月
	B基準	次のいずれにも適合すること。 ・H24.6.1より前に設置された配管等であること。 ・配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置が適切に配置されている、その他有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 濃度測定以外 1回/月 濃度測定の場合 1回/3月	
排水溝等	A基準	次のいずれにも適合すること。 ・有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有していること。 ・有害物質により容易に劣化するおそれがないこと。 ・必要に応じて耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆されている。	・排水溝等のひび割れ等の異常の有無 ・排水溝等の被覆の損傷の有無	1回/年
	B基準	次のいずれにも適合すること。 ・H24.6.1より前に設置された排水溝等であること。 ・排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置が適正に配置されている、その他有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	・排水溝等のひび割れ等の異常の有無 ・排水溝等の被覆の損傷の有無 排水溝等から有害物質を含む水の地下への浸透の有無 濃度測定以外 1回/月 濃度測定の場合 1回/3月	1回/6月
地下貯蔵施設	A基準	次のいずれにも適合すること。 ・タンク室内に設置されている、二重殻構造である、その他有害物質を含む水の漏えいを防止する措置を講じた構造及び材質であること。 ・施設の外面には腐食防止措置が講じられている、もしくは腐食するおそれのないこと。 ・施設内部の水の量を表示する装置を設置している、その他水の量を確認できる措置が講じられている。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの有無	1回/年
	B基準	次のいずれにも適合すること。 ・H24.6.1より前に設置された施設であること。 ・施設内部の水の量を表示する装置を設置している、その他水の量を確認できる措置が講じられている。 ・漏えいを検知するための施設又は流量の変動を計測するための装置が適切に配置されている、その他漏えいを確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無 濃度測定以外 1回/月 濃度測定の場合 1回/3月	
	B基準	次のいずれにも適合すること。 ・H24.6.1より前に設置された施設であること。 ・施設内部の水の量を表示する装置を設置している、その他水の量を確認できる措置が講じられている。 ・漏えいを防止するために内部にコーティングが行われていること。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの有無	1回/年
使用の方法	A B 共通	次のいずれにも適合すること。 ・有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うこと。 ・有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の適正な運転を行うこと。 ・有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境保全上支障のないように適切に処理すること。 ・上記に関する使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	使用に関する管理要領からの逸脱及びこれに伴う飛散、浸透、流出の有無。	1回/年

※各構造基準には同等以上の措置を取ることが認められている。

4 土壌汚染対策法に係る基準

(1) 特定有害物質の種類と基準値

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002	-	0.002	0.02
	四塩化炭素	0.002	-	0.002	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.004	-	0.004	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	0.1	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	0.04	0.4
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	0.002	0.02
	ジクロロメタン	0.02	-	0.02	0.2
	テトラクロロエチレン	0.01	-	0.01	0.1
	1,1,1-トリクロロエタン	1	-	1	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	0.006	0.06
	トリクロロエチレン	0.03	-	0.03	0.3
	ベンゼン	0.01	-	0.01	0.1
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01	150	0.01
六価クロム化合物		0.05	250	0.05	1.5
シアン化合物		検出されないこと	50 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1
水銀及びその化合物		0.0005 かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15	0.0005 かつ、アルキル水銀が検出されないこと	0.005 かつ、アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01	150	0.01	0.3
鉛及びその化合物		0.01	150	0.01	0.3
砒素及びその化合物		0.01	150	0.01	0.3
ふっ素及びその化合物		0.8	4000	0.8	24
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1	4000	1	30
	シマジン	0.003	-	0.003	0.03
	チオベンカルブ	0.02	-	0.02	0.2
	チウラム	0.006	-	0.006	0.06
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-	検出されないこと	0.003
	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る)	検出されないこと	-	検出されないこと	1

(備考)

- 『土壌溶出量基準』とは区域の指定に係る基準のうち、土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものをいい、地下水等経由の摂取リスクの観点から定められている
- 『土壌含有量基準』とは区域の指定に係る基準のうち、土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものをいい、直接摂取リスクの観点から定められている
- 『地下水基準』とは当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して生じる地下水の水質の汚濁に係る基準として定められている
- 『第二溶出量基準』とは汚染の除去等の措置を選択する際に使用する土壌溶出量の程度を表す指標として定められている

5 騒音・振動関係規制基準

(1) 騒音の規制基準（騒音規制法・県条例）

昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号
平成 17 年浜松市告示第 334 号

区域の区分	規制基準		
	昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで、 午後 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

(備考)

- 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する病院等、学校、保育所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 第 1 種区域と第 3 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該第 3 種区域及び第 4 種区域の当該境界線から 30 メートルの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

(2) 振動の規制基準（振動規制法・県条例）

昭和 51 年環境庁告示第 90 号、平成 17 年浜松市告示第 335 号

区域の区分		規制基準	
種別	該当区域	昼間 (午前 8 時から 午後 8 時まで)	夜間 (午後 8 時から 翌日の午前 8 時まで)
第 1 種区域の 1	付表の第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 1 種区域の 2	付表の第 2 種区域	65 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域の 1	付表の第 3 種区域	70 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域の 2	付表の第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル

(備考)

- 病院等、学校、保育所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

<付表>

区域の区分	用途地域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、浜北区の一部
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域（特別工業地区を除く。）、第2種住居地域（特別工業地区を除く。）、準住居地域、市街化調整区域（浜松飛行場を除く。）、旧春野・旧佐久間・旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部、都市計画区域外（県条例による。）
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区
第4種区域	工業地域、工業専用地域（県条例による。）

(3) 騒音・振動に係る特定建設作業の規制基準（騒音規制法、振動規制法、県条例）

昭和43年厚生省・建設省告示第1号

平成17年浜松市告示第334号、平成17年浜松市告示第335号

作業の種別	区域の区分	作業の規制基準
作業の騒音・振動	市内全域	特定建設作業の敷地の境界線において、85デシベル（騒音）、75デシベル（振動）を超えないこと。
作業の時刻	市内全域 ※	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。 ※：備考欄1参照
作業の時間	市内全域 ※	1日の作業が10時間を超えないこと。 ※：備考欄1参照
作業の期間	市内全域	連続して6日を超えないこと。
作業の日	市内全域	日曜日その他の休日でないこと。
<p>(備考)</p> <p>1 ※：工業地域と工業専用地域のうち病院等、学校、保育所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内を除いた区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。 また、1日の作業が14時間を超えないこと。</p> <p>2 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外の規定が設けられている。</p> <p>3 テスト打ちも特定建設作業に含まれる。</p>		

(4) 拡声機の使用に係る遵守事項（県条例）

<p>病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であって、規制で定める区域において商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。</p>	<p>ア 拡声機の使用は、午前 10 時から午後 6 時までの間に限ること。 イ 拡声機の連続する 1 回の使用時間は、10 分以内とし、次の使用までに 10 分以上休止すること。 ウ 拡声機から発生する音量は、拡声機から 10 メートル離れた位置（10 メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線）において、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄に掲げる程度を超えないこと。</p> <table border="1" data-bbox="708 539 1082 701"> <tr> <td>第 1 種区域</td> <td>50 デシベル</td> </tr> <tr> <td>第 2 種区域</td> <td>55 デシベル</td> </tr> <tr> <td>第 3 種区域</td> <td>65 デシベル</td> </tr> <tr> <td>第 4 種区域</td> <td>70 デシベル</td> </tr> </table>	第 1 種区域	50 デシベル	第 2 種区域	55 デシベル	第 3 種区域	65 デシベル	第 4 種区域	70 デシベル
第 1 種区域	50 デシベル								
第 2 種区域	55 デシベル								
第 3 種区域	65 デシベル								
第 4 種区域	70 デシベル								
<p>商業宣伝を目的として航空機から機外に向けて拡声機を使用するとき。</p>	<p>拡声機の使用は、日曜日及び国民の祝日以外の日の午前 10 時から午後 6 時までの間に限ること。</p>								
<p>屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき。（広報その他の公共の目的のため、選挙運動のため、その他商業宣伝以外の目的のために拡声機を使用するときを除く。）</p> <p>※ 商業宣伝以外の目的とは、祭礼、盆踊り、運動会その他これらに類する一時的行事のために使用するときとする。</p>	<p>ア 商業宣伝を目的とする拡声機の使用は、午前 10 時から午後 8 時までの間に限ること。 イ 拡声機から発生する音量は、拡声機から 10 メートル離れた位置（10 メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線）において、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄に掲げる程度を超えないこと。</p> <table border="1" data-bbox="708 1055 1082 1216"> <tr> <td>第 1 種区域</td> <td>55 デシベル</td> </tr> <tr> <td>第 2 種区域</td> <td>60 デシベル</td> </tr> <tr> <td>第 3 種区域</td> <td>70 デシベル</td> </tr> <tr> <td>第 4 種区域</td> <td>75 デシベル</td> </tr> </table>	第 1 種区域	55 デシベル	第 2 種区域	60 デシベル	第 3 種区域	70 デシベル	第 4 種区域	75 デシベル
第 1 種区域	55 デシベル								
第 2 種区域	60 デシベル								
第 3 種区域	70 デシベル								
第 4 種区域	75 デシベル								

(5) 飲食店等の深夜営業に係る騒音の基準（県条例）

区域	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
規制基準	40 デシベル	45 デシベル	55 デシベル	60 デシベル
規制時間	午後 11 時から翌日の午前 6 時まで			

6 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設及び排出基準

(1) 大気基準対象施設と排出基準（法施行令別表第1）

（単位：ng-TEQ/m³N）

特定施設		新設施設基準	既設*1施設基準	
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1	1	
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5	5*2	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1	10	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	1	5	
5	廃棄物焼却炉であつて、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの	4 t/時以上	0.1	1*2
		2 t/時～4 t/時未満	1	5*2
		2 t/時未満	5	10*2

（備考）

※1 既設施設とは、法施行の際現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む）をいう。

（法施行日：平成12年1月15日）

※2 平成9年12月2日以降に設置の工事が着手されたものは新設基準を適用する。（ただし、廃棄物焼却炉にあつては、火格子面積2m²以上又は焼却能力が1時間あたり200kg以上のものに限る。）

(2) 水質基準対象施設と排出基準 (法施行令別表第2)

(単位: pg-TEQ/L)

番号	特定施設の種類の種類	排出基準	
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する漂白施設	10	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス処理施設		
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄分離施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの		イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	10
15	別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号に掲げる施設	廃 PCB 等 PCB 処理物の分解施設	
		PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成 6 年政令第 308 号）別表 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定施設をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第 1 号から第 17 号まで及び第 19 号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）		
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 14 号までに掲げた施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限る、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）		

（備考）

- 1 pg（ピコグラム）：1 兆分の 1 g
- 2 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の量に換算した値（当量）として表していることを示す。

(3) ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類基準について

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻を埋め立て処分する場合には、ばいじん、燃え殻に含まれるダイオキシン類の濃度を **3 ng-TEQ/g** 以下としなければならないことになっている。

1 ばいじん、燃え殻について

- ・ ばいじん：焼却炉の集じん装置により集められたダスト。
- ・ 燃え殻：焼却物中の灰分など、焼却炉の炉底等から排出される残さ物。

2 ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の基準について

(1) ばいじん、燃え殻に含有されるダイオキシン類の基準はない。

(2) ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う場合のダイオキシン類の基準は **3 ng-TEQ/g** 以下である。